

Weekly Report

第 755 号

令和6年7月16日

閉会した通常国会で成立した主な法律

先月に閉会した第213回通常国会において、4月以降に成立した主な法改正は次のとおりです。

◎雇用保険法等の改正……雇用保険の被保険者要件である週所定労働時間を「10時間以上」（現行20時間以上）に引下げて適用対象を拡大するほか、教育訓練やり・スキリング支援の拡充など。

◎産業競争力強化法等の改正……従業員2千人以下の会社等（中小企業者を除く）を「中堅企業者」と定義し、賃金水準が高く国内投資に積極的な中堅企業者の事業再編に優遇税制や金融支援を講じるなど。

◎育児・介護休業法等の改正……残業免除の対象を小学校就学前の子（現行3歳）を養育する労働者に拡大するほか、子の看護休暇を行事参加等の場合も取得可能とするなど。

◎入管法及び技能実習法の改正……外国人技能実習制度を廃止し、新たに人材育成と人材確保を目的とした「育成就労制度」の創設や、不法就労助長罪の罰則の引上げなど。

◎子ども・子育て支援法等の改正……児童手当の拡充（所得制限の撤廃、支給期間の延長など）や妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度などの措置を講じるとともに、財源として医療保険の被保険者が負担する「子ども・子育て支援金」を創設する。

◎民法等の改正……離婚後の子どもの親権を父母の双方に認める「共同親権」を導入し協議により選択可能にするほか、養育費の取決めがない場合にも一定額を請求できる「法定養育費制度」の導入など。

◎道路交通法の改正……自転車等の運転者（16歳以上）による一定の違反行為を交通反則通告制度（青切符）の対象とするなど。

「簡易な扶養控除等申告書」の提出について

源泉徴収手続の簡素化を図るため、令和7年分から従業員の方が前年に提出した扶養控除等申告書の記載内容に異動がない場合は、本人の氏名や住所等を記載の上、余白に異動がない旨を記載する等した「簡易な申告書」を提出できるようになり、給与等の支払者は前年の最後に提出を受けた扶養控除等申告書の内容で源泉徴収事務を行うこととなります。

この簡易な申告書は扶養控除等申告書に記載すべき事項の全てに異動がない場合に提出できますが、控除対象扶養親族等の所得見積額に変動がある場合でも、控除対象扶養親族等に該当するままであれば異動がないものとして取扱われます。

国税に関する処分の不服申立制度

国税に関する処分の取消しや変更を求める不服申立制度には、処分庁に対する「再調査の請求」や国税不服審判所長に対する「審査請求」があります（なお不服がある場合は裁判所に訴訟を提起）。

国税庁によると、令和5年度に処理された「再調査の請求」は2278件で、うち納税者の請求が一部でも認められた件数は149件（一部140件・全部9件、割合6.5%）です。また、「審査請求」では2873件のうち認容が279件（一部139件・全部140件、割合9.7%）となっています。